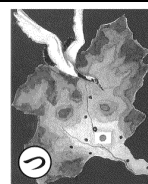




県 紋 章

群馬県報



つる舞う形の群馬県／上毛かるた

令和7年6月13日（金） 号 外（第3号）

目 次

ページ

規 則

- 群馬県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（デジタルトランスフォーメーション課）

2

■ 規 則

群馬県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和七年六月十三日

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県規則第四十五号

群馬県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

群馬県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例（令和六年群馬県条例第六十三号）の施行期日は、令和七年六月十六日とする。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
